

○津軽広域連合介護認定審査会規則

(平成11年7月9日規則第2号)

改正 平成12年9月28日規則第2号
平成14年3月29日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び津軽広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年津軽広域連合条例第2号）に定めるもののほか、津軽広域連合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
(合議体の数)

第2条 認定審査会に設置する政令第9条第1項の合議体（以下「審査分会」という。）の数は、30とする。

(審査分会を構成する委員の定数)

第3条 審査分会を構成する委員の定数は、5人とする。

(審査分会の会議)

第4条 審査分会の会議（以下「会議」という。）は、認定審査会の会長（以下「会長」という。）が招集する。

2 会議の議長は、審査分会の長（以下「分会長」という。）がこれに当たる。

3 分会長に事故あるとき、又は分会長が欠けたときは、あらかじめ分会長が当該審査分会の委員の中から指名した委員（以下「副分会長」という。）が、その職務を代理する。

4 副分会長にも事故あるとき、又は副分会長も欠けたときは、会議に出席した委員の互選により臨時に分会長の職務を代理する者を定める。

(会議録の調製)

第5条 分会長は、書記をして会議録を作成しなければならない。

(公印)

第6条 会長の公印は、次のとおりとする。

会長印

(18ミリメートル角)

査	介	津
会	護	軽
長	認	広
之	定	域
印	審	連
	合	合

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、認定審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 9 月28日規則第 2 号）
この規則は、平成12年10月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月29日規則第 3 号）
この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。